

# 第23期 第7回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和8年3月6日（金）

13：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

## ～ 次 第 ～

### 1 開 会

### 2 議 題

（1）サルボウの試験養殖について（白石支所）（報告）・・・・・・・・・・P1～3

（2）タイラギの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・・・・・・P4～6

（3）委員会指示の適用除外について（協議）

1 日本工営株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～14

2 有明水産振興センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15～31

（4）あんこう網漁業の新規許可について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・P32～36

（5）その他

### 3 閉 会

# 試験養殖実績報告書

佐有漁協第329号

令和8年3月2日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

令和6年5月29日付け(試養第241001号)で承認を受けた試験養殖について、  
別紙のとおり報告を致します。

別添様式第2号

試験養殖報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称 サルボウ
- 2) 種苗の供給元および供給量(実績) 該当なし

2. 試験養殖実績

試験項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新たな採苗器	←			→								
垂下養殖による育成				↓								↑

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額
ロープ	既所持物
コンポーズ	既所持物
垂下かご	既所持物
採苗器	既所持物

2) 収入の部

費目	金額
該当なし	

4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

- ・ノリ網を用いたサルボウ稚貝の採苗を試みた結果、ノリ網1枚あたりバーム50g分(バーム竹2本分相当)の採苗能力が確認された。(図1)
- ・ノリ網を4か月設置した結果、ノリ網3枚の合計で551個の付着稚貝が採取された。(図2)
- ・採取されたサルボウを垂下飼育した結果、翌年の5月まで順調に生長した。(図3)

※必要に応じ生残量(生残率)、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。



図1 採苗器に付着したサルボウ稚貝の密度

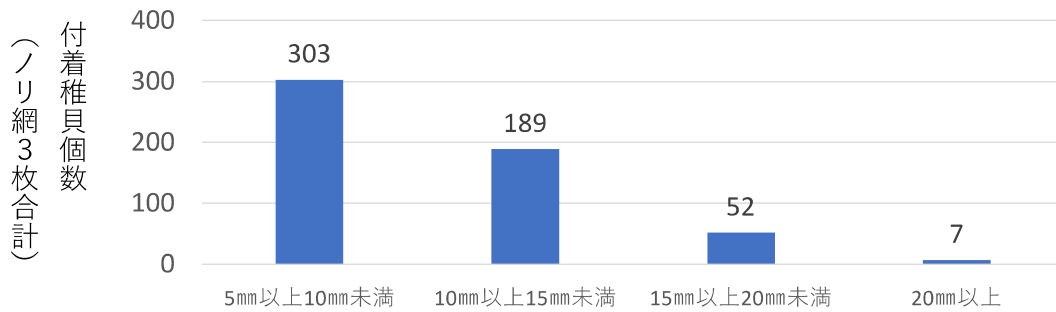


図2 設置から4か月後の付着稚貝個数

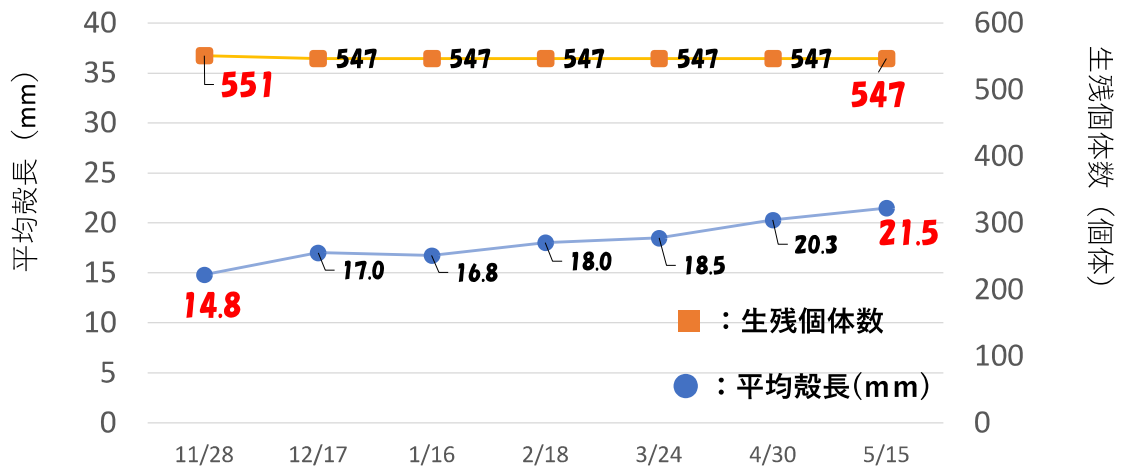


図3 垂下飼育したサルボウの生残個体数および平均殻長

佐有漁協指第330号  
令和8年3月2日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保敏

タイラギの採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における漁業調整並びに水産業振興につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有明海におけるタイラギが激減し、潜水器漁業も14季連続休業しており、現在タイラギ資源の回復に向け各種取り組みが行われているところです。

そのような中、有明海海域東側の一部で僅かな稚貝の生息が確認されており、漁業者による自主的な監視体制には限界があるため令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、委員会指示にてタイラギの採捕禁止が決定され資源の回復を図っているところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴ない引き続きタイラギの採捕を禁止し、資源回復を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、タイラギ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止区域

佐賀県有明海区干潟域

2. 採捕禁止対象

全てのタイラギ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第~~6-8-7~~2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和~~7-8~~年3月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

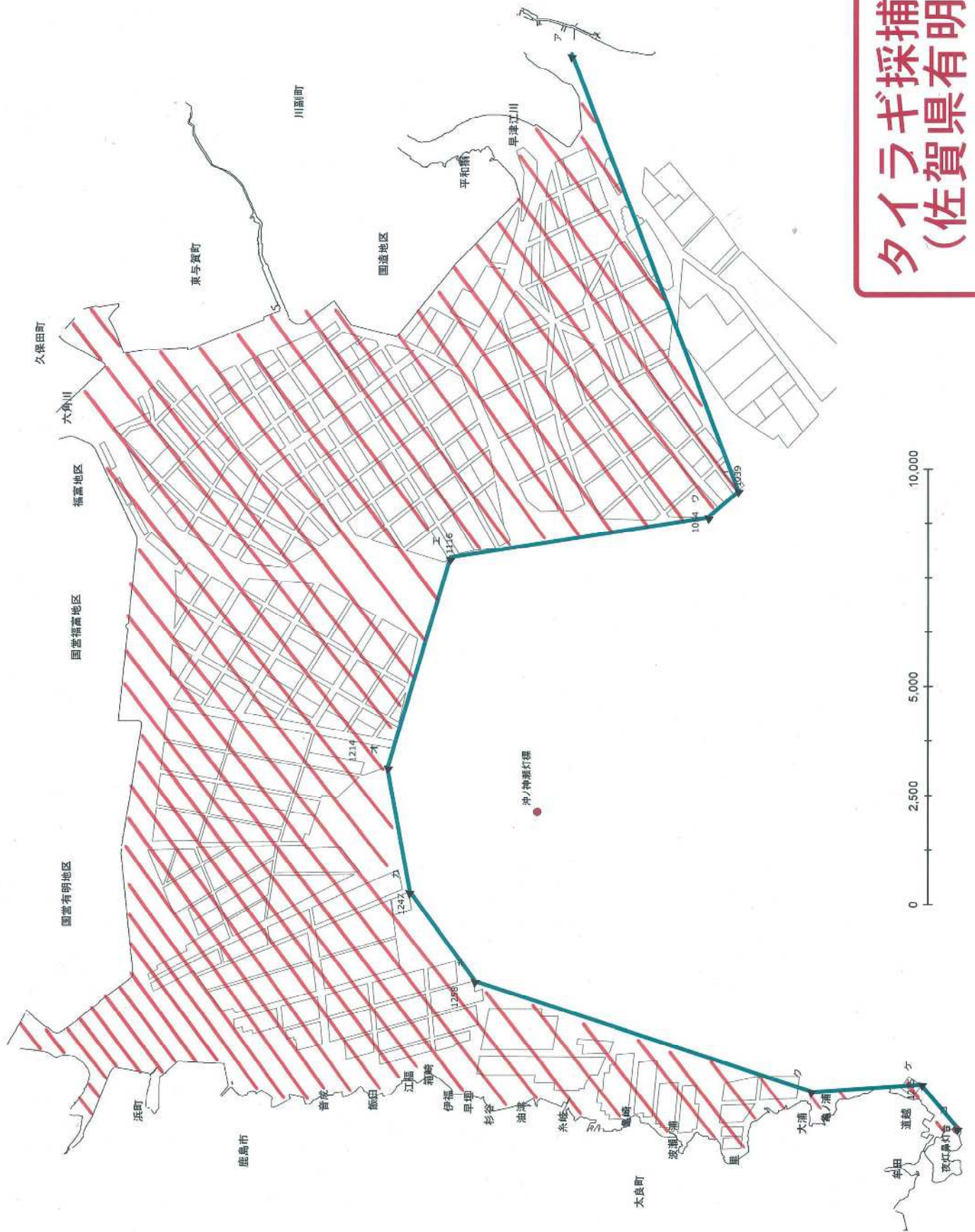
1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和~~7-8~~年4月1日から令和~~8-9~~年3月31日までとする。



**タイラギ採捕禁止区域  
(佐賀県有明海干潟域)**

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号、第64号の適用除外申請書

令和8年 2月 12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 福岡市博多区東比恵 1-2-12 R&F センタービル  
氏名 日本工営株式会社 福岡支店長 生島 潤一

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

業務名：防衛省九州防衛局の委託による「佐賀（6）環境モニタリング調査」において、佐賀駐屯地周辺の環境現況調査の一環として、佐賀空港沿岸の海域における魚類の生息実態の把握を目的として実施する。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号、第64号

3 使用船舶（別紙参照）

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

魚類。調査に必要な最小数量として各種数個体

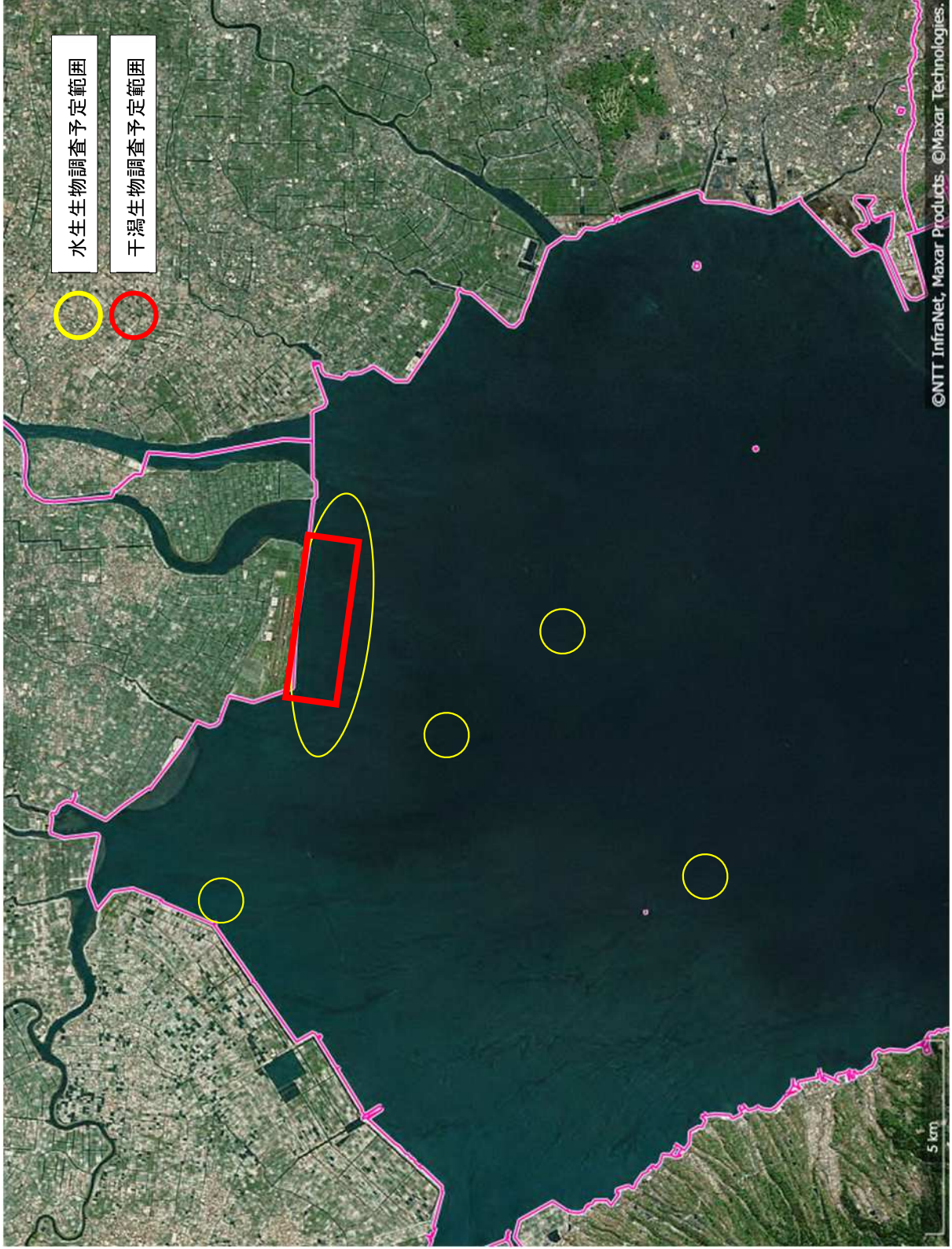
5 適用除外の期間 承認日から令和9年3月31日まで

6 採捕の区域 有明海（別紙参照）

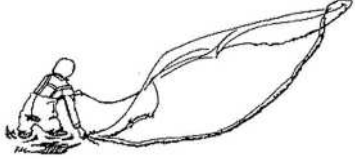

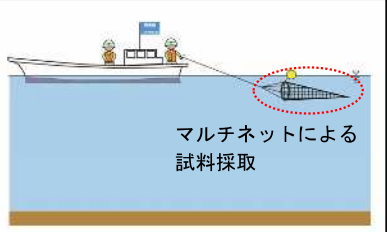
7 使用漁具及び漁法 投網、たも網、マルチネット（別紙参照）

8 採捕に従事する者の住所及び氏名 別紙参照

(別紙-1)採捕しようとする場所及び区域



(別紙-2)使用する主な調査方法

調査方法	努力量の目安	対象魚	イメージ
投網	各調査対象環境区分でそれぞれ5回程度	・ハゼ類等遊泳魚全般	
たも網	各調査対象環境区分で30分程度	・ハゼ類等底生性魚類全般	
マルチネット	約2ノット程度で10分間、表層を水平曳き	・遊泳魚類全般	

(別紙-3)採補に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
[Redacted Content]	

使用船舶一覧

No.	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名

## 設計等技術業務委託契約書

業務名	佐賀(6)環境モニタリング調査
履行場所	佐賀県佐賀市
履行期間	令和07年03月07日から令和09年03月31日まで
業務委託料	
契約保証金	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者及び受注者が電子署名の上、電子媒体として電子契約システム上に保管する。

令和07年03月06日

発注者

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7  
氏名 支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄

受注者

住所 福岡市博多区東比恵1丁目2番12号  
氏名 日本工営株式会社 福岡支店 支店長 生島 潤一

-契約条項-

約款については、別添のとおり添付する。

契約番号 : 2024U120996

署名状態

支出負担行為担当官  
日本工営株式会社

九州防衛局長  
福岡支店 支店長

江原 康雄 : 署名済  
生島 潤一 : 署名済

2025/3/31 11:42:27

## 同意書

九州防衛局による佐賀(6)環境モニタリング調査（水質調査、底質調査、水生生物調査、干潟生物調査）を実施することに同意します。

なお、期限は令和9年3月31日とします。

令和7年8月22日

日本工営株式会社  
福岡支店 生島 潤一 殿

佐賀市西与賀町大字厘外82  
佐賀県有明海漁業協同  
代表理事組合長 西久保

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62、63、64、68、70 号及び 71 号の  
適用除外申請書

佐有水振第 1783 号  
令和 8 年 2 月 16 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

住所 小城市芦刈町永田 2753 の 2  
氏名 佐賀県有明水産振興センター  
所長 中島 則久

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62、63、64、68、70 号及び 71 号の適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容にて指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認でもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 適用除外の理由

生息・成育状況調査として、竹羽瀬漁業の保護区域または委員会指示された海域においてタイラギを、全域においてウミタケおよびアゲマキを、養殖漁場においてノリ等を採捕・採取するため。

#### 2 適用除外の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 3 調査の目的及び方法

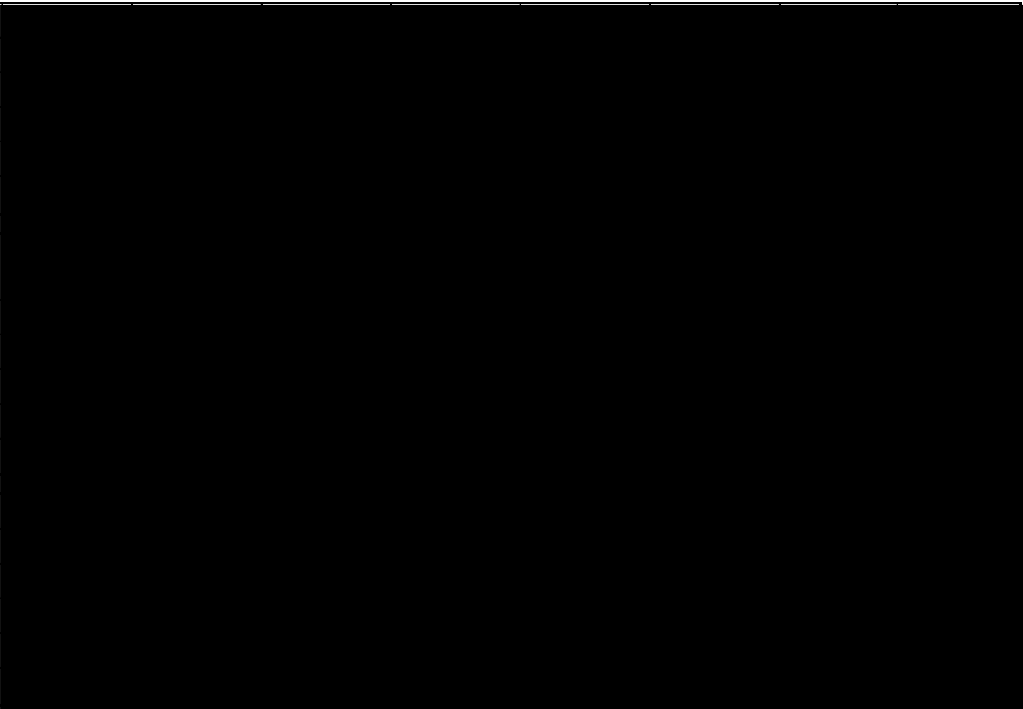
##### ○目的

有明海の干潟域に生息しているタイラギ、ウミタケ及びアゲマキ等の底生生物の成長や成熟、生息状況、その年の発生状況等の把握。タイラギ資源を増大させるための母貝・稚貝移植効果の把握。また、ノリ養殖状況の把握。

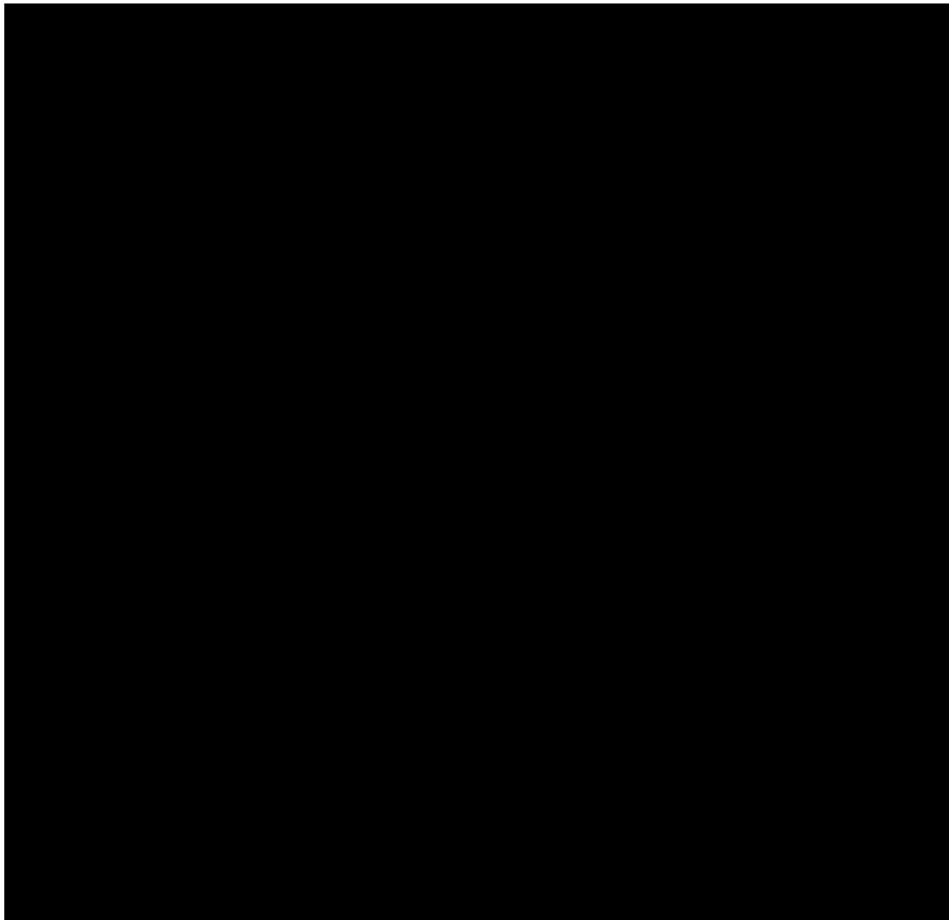
##### ○方法

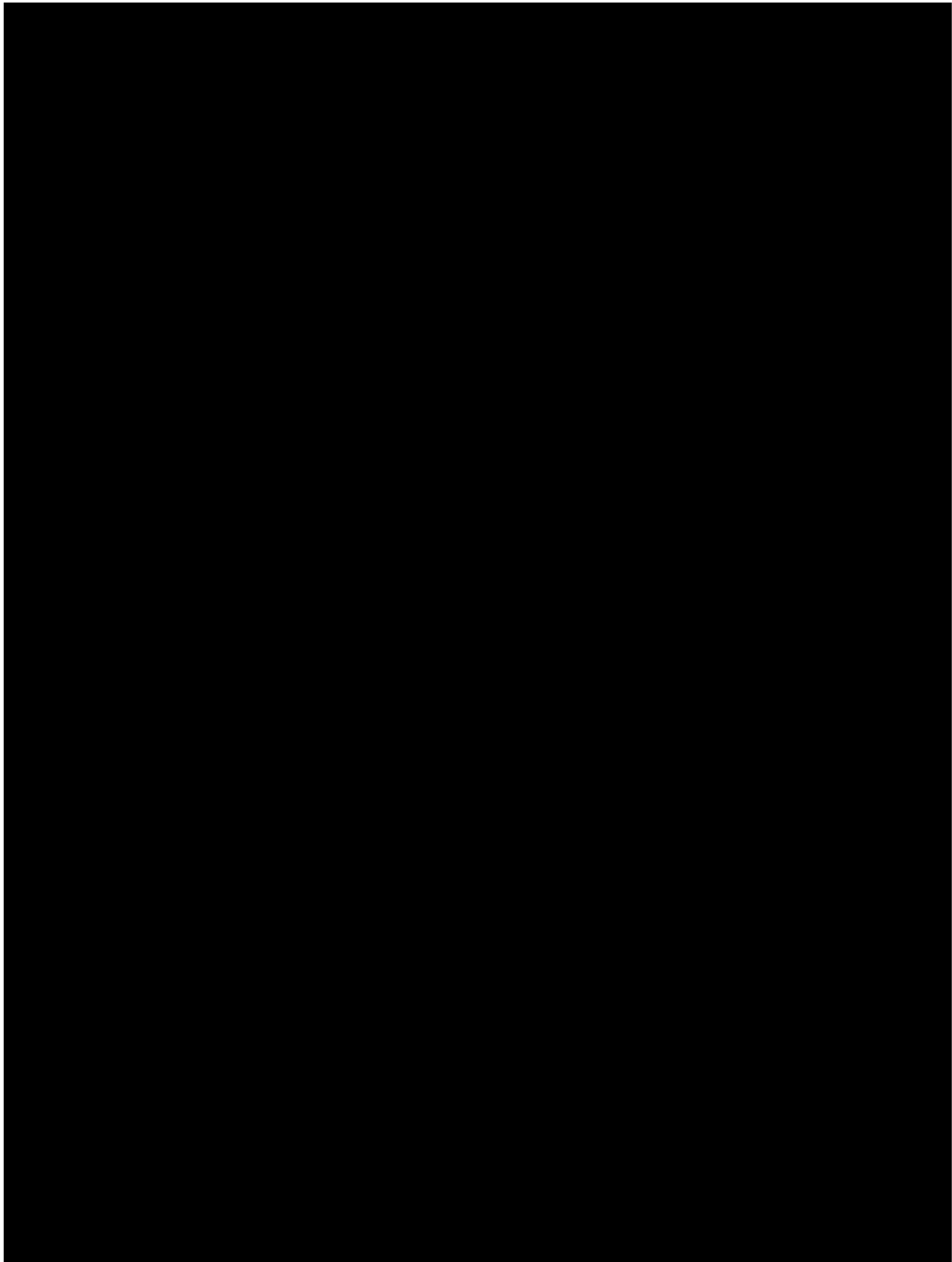
手堀、じょれん、長柄じょれん、ねじ棒、簡易潜水器又はヘルメット式潜水器により採捕・採取。

#### 4 調査に使用する船舶

船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類	
及び馬力数	
所有者名	
船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類	
及び馬力数	
所有者名	
船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類	
及び馬力数	
所有者名	

#### 5 調査を実施する者の所属、住所及び氏名





6	採捕尾数	タイラギ、サルボウ、アサリその他底生生物	200kg 以内
		ムツゴロウ	1,000 尾以内
		シオマネキ	100 尾以内
		アゲマキ	50 kg 以内
		ウミタケ	50 kg 以内
		ノリ	100 kg 以内

7 その他  
必要に応じて佐賀県漁業調整規則の特別採捕許可を得る。

## 調査計画書（ノリ養殖状況調査）

### 1. 目的

佐賀県のノリ養殖生産枚数および生産金額は、平成 15 年度以降、いずれも 19 年連続日本一であったが、令和 4 年以降赤潮の長期発生により厳しい状況になっている。また、以前よりアカグサレ病を代表とした病気および赤潮発生による色落ちの被害が毎年発生するなど、様々な課題を抱えている。ノリ養殖の生産を安定させるためには、ノリの生育状況や海況を早期に把握し、生産者に対して状況に応じた養殖管理の指導を行うことが重要となる。

そこで、本調査では、ノリ養殖漁場内のノリ葉体および海水等を採取し、養殖状況を把握する。

### 2. 調査項目および方法

- (1) ノリの生長状況
- (2) 病気の発生状況
- (3) 色落ちの発生状況
- (4) 生産漁場の水温、塩分、栄養塩、プランクトン細胞数、クロロフィル等

ノリ養殖期間中の 10～3 月に、ノリ葉体の採取を週 1 回程度、海水の採水等を週 2 回程度行い、上記の項目を調査する。採取地点および採取本数は養殖状況に応じて調整する。

## 調査・研究計画書（タイラギ）

### 1. 目的

タイラギは平成 11 年以降資源状況が厳しく、現在 14 年連続の休漁となるなど、資源回復が喫緊の課題である。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、引き続き国や関係県と協調して人工種苗生産および稚貝の移植技術の開発に取り組む。また、干潟や沖合漁場における資源状況についても調査を行う。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産技術開発

タイラギの成貝から 6～8 月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を 3～6 か月飼育し、殻長 50 mm の稚貝を陸上施設・干潟等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するため、佐賀県有明海の干潟や沖合に生息する成貝を 100 個程度採捕する。

#### (2) 移植技術開発

種苗生産した稚貝等を用いて干潟、沖合の 4 地点及びカキ筏の漁場に移植する技術の開発を行う。移植後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月予定）に実施し、一定面積からタイラギを採捕する。

#### (3) 資源量把握調査

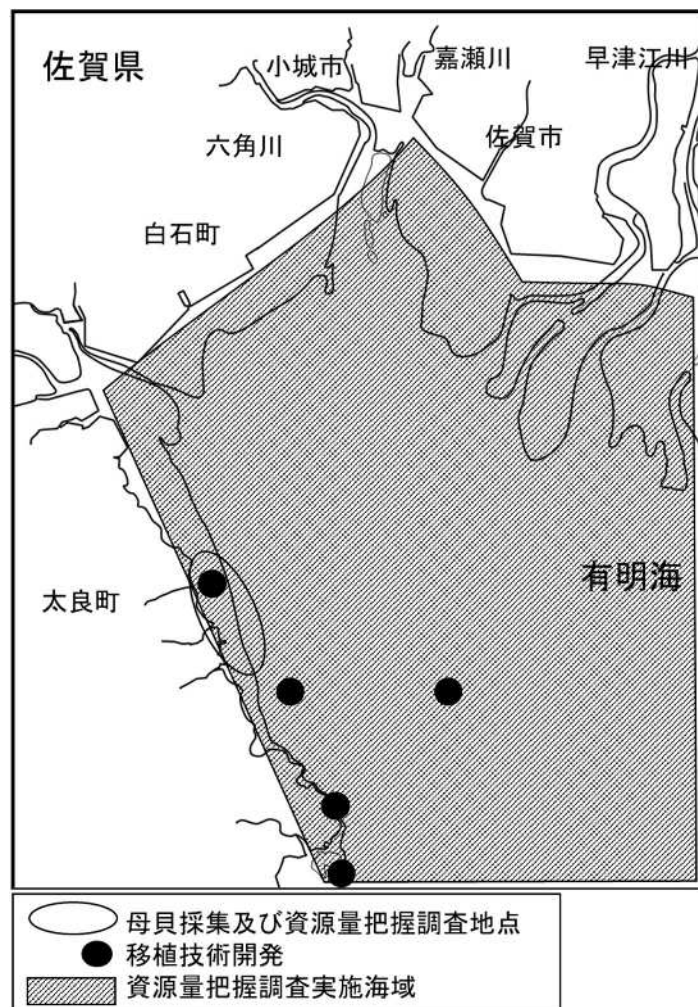
沖合の 55 地点程度において潜水によりタイラギの生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点周辺では、1 回/月程度潜水調査を実施する。

また、干潟域においては 5 地点程度で生息状況調査を実施し、これらの調査で発見されたタイラギは、採捕し、殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	周年	約100個	5地点
移植技術開発 (追跡調査)	周年(1回/月)	約500個	5地点
資源量把握調査	沖合:10~2月	200kg以内	沖合:55地点程度
	沖合:周年(1回/月)	約200個	沖合:1~5点程度

調査地点図



## 調査・研究計画書（アゲマキ）

### 1. 目的

アゲマキは平成元年ころから原因不明の大量死によって資源が激減し、平成9年以降ほとんど漁獲がない状況となった。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、人工種苗生産および稚貝の放流技術の開発に取り組む。また、干潟域における資源状況の把握についても調査する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産技術開発

アゲマキの成貝から9～11月に採卵し、陸上施設等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するために、有明海佐賀県海域の干潟に生息する成貝を約300個程度採捕する。

#### (2) 種苗放流技術開発

種苗生産した稚貝を干潟2～6地点の漁場に放流する技術開発を行う。放流後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1回/月）に実施し、一定面積からアゲマキを採捕する。

#### (3) 資源量把握調査

7～10月に、干潟の50～100地点においてアゲマキ生息状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し、殻長や重量を測定する。

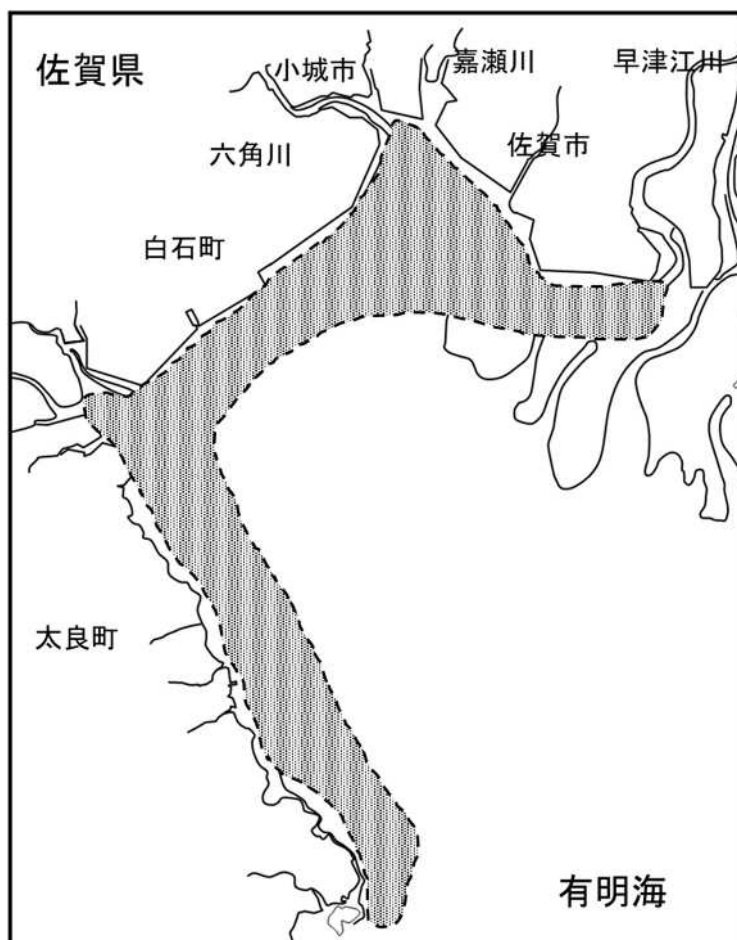
#### (4) 養殖技術開発

4～6月に、アゲマキ放流をした干潟の1～2カ所において、稚貝を採取し、移植する。その後、アゲマキの成長の状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し、殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数 など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	4～11月	約300個	10地点
種苗放流技術開発	周年(1回/月)	100個/回	2～6地点
資源量把握調査	7～10月	約100個	50～100 地点
養殖技術開発	移植 4～6月  調査 周年(1回/月)	種苗放流地から約1万個 体を採捕し、移植する。  その後、調査で60個/回 採取	2～10 地点

調査地点図



## 調査・研究計画書（ウミタケ）

### 1. 目的

ウミタケ資源の回復を図るため、漁場造成技術等の開発に取り組む。また、漁場における資源状況の把握についても調査する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### （1）資源量把握調査

沿岸及び沖合の地点において潜水等によりウミタケ生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1回/月程度潜水調査を実施する。これらの調査で見られたウミタケは、採捕し、殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
資源量把握調査	周年	約 500 個	約 50 地点

調査地点図



## 調査・研究計画書（アサリ）

### 1. 目的

アサリは佐賀県有明海において、重要な漁獲対象種であるが、平成8年をピークに漁獲量は急激に減少している。そのため当センターでは生息状況を把握し、資源保護方法について検討する。

### 2. 調査・研究項目および方法

調査は、佐賀県有明海海域の干潟域において実施する。

#### (1) 生息状況調査

干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠や内径3cmの円筒形パイプ等を用いて、深さ約20cmまでの底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

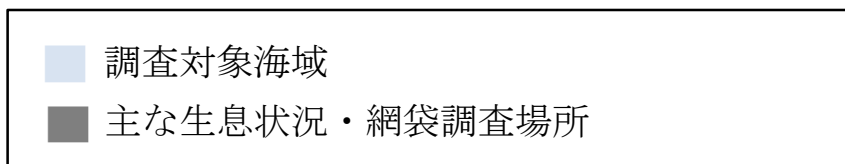
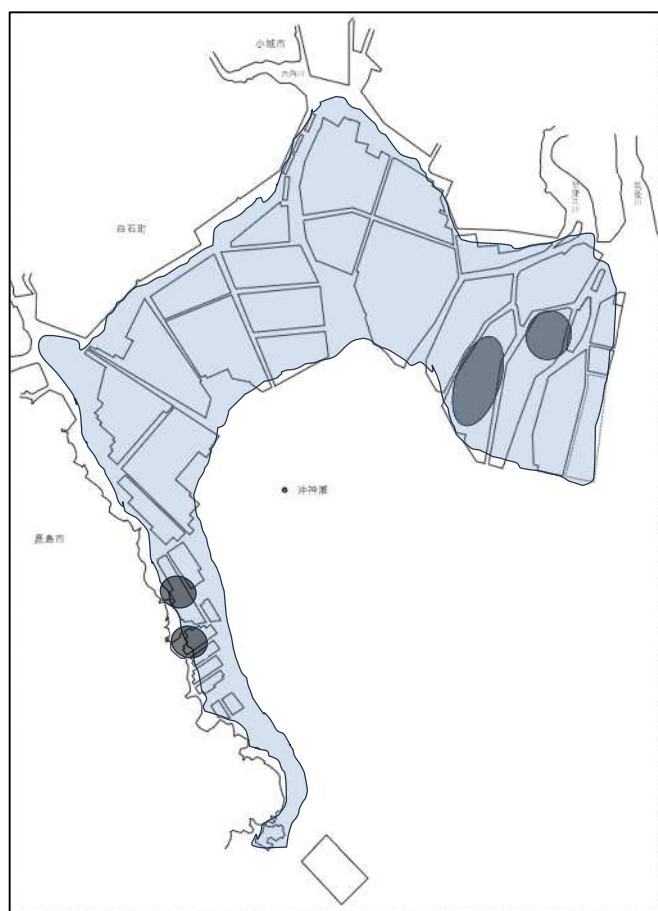
#### (2) 網袋・被覆網調査

網袋、被覆網等の設置を行い、アサリ保護効果や稚貝の捕捉効果を検証する。調査方法は、干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでの底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量等を調べる。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	周年	約 20 kg	延べ 100 地点程度
網袋、被覆網調査	周年	約 20 kg	延べ 30 地点程度

調査地点図



## 調査・研究計画書(サルボウ)

### 1. 目的

サルボウは、平成2年の漁獲量が15,000トンであり、有明海でも重要種であるが、近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等による斃死の発生により、令和4年からの4年間休漁となっている。このようなことから、漁場での生息状況等を把握するとともに、資源回復に向けた試験・調査を実施する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 生息状況調査

年に1回(2~3月)程度、概ね40点においてサルボウの生息状況を調査する。調査では、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、サルボウを採取するとともに、サルボウの殻長及び湿重量を測定後、得られたデータと曳航面積から地点別のサルボウの現存量や漁場での資源量、世代構成(年級構成)を推定する。

#### (2) 浮遊幼生・着底稚貝調査

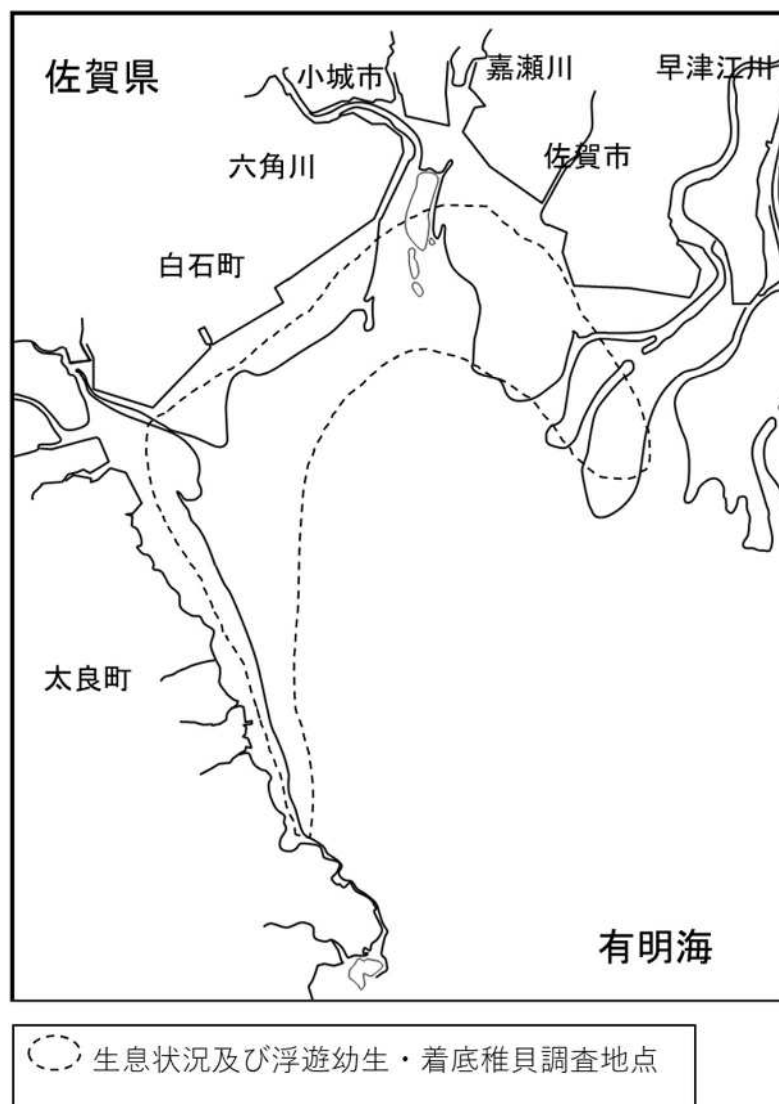
6月から8月の旬別に有明海佐賀県沿岸域5定点において、サルボウの発生状況を調査する。調査は、プランクトンネットによる浮遊幼生の採取を行うとともに、採苗器(パーム)による着底稚貝(0.3~1mm)の採取を行う。

また、9月から3月にかけて、着底稚貝調査を沿岸域10点程度行う。調査は、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、着底稚貝の成長や資源量を推定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	年1回	約180 kg	40 地点程度 (地点図参照)
浮遊幼生・着底稚貝調査	年12回	約1 kg	5 地点(地点図参照)

調査地点図



## 調査・研究計画書(カキ類)

### 1. 目的

カキ類(マガキ、シカメガキ、スミノエガキ)は、干潟域にカキ礁を形成しており、有明海の環境改善に寄与している重要な種である。近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等に二枚貝類の大量斃死が発生している中、カキ類はこうした環境下でも比較的資源を維持している種である。また、特に、スミノエガキは、日本では有明海にしか生息していない希少な種であり、生産物としての価値も非常に高い。カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

### 2. 調査・研究項目および方法

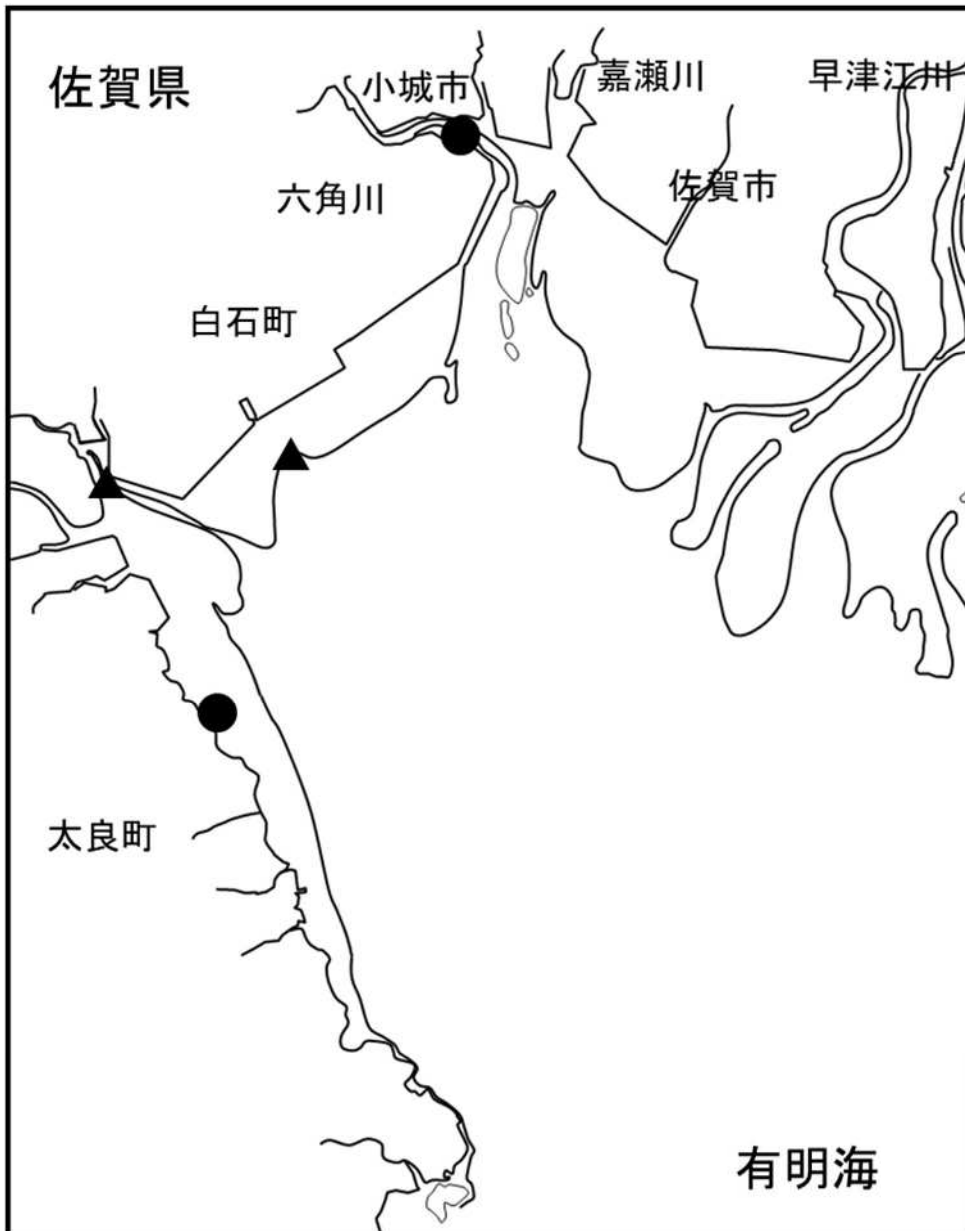
#### (1)干潟域でのカキ礁の増養殖試験および調査

5月から7月にかけて、カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
干潟域でのカキ類の増養殖試験および調査	年10回程度	約100 kg	2地点程度 (地点図参照)

調査地点図



- カキ礁造成試験・調査地点
- ▲ カキ増養殖試験・調査地点

## 調査・研究計画書（底質環境調査）

### 1. 目的

サルボウ、アサリ、タイラギ等有用二枚貝類の生息環境の変化を把握するため、有明海佐賀県沿岸域において、底質及び底生生物の調査を実施する。

### 2. 調査項目および方法

#### (1) 底質調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、底質の粒度（中央粒径値、泥分）、酸揮発性硫化物、化学的酸素消費量、強熱減量の分析を行う。

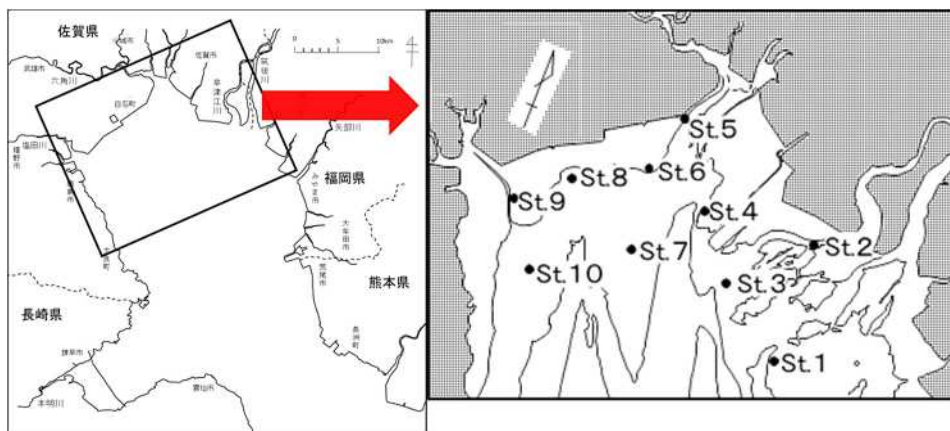
#### (2) 底生生物調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、1mmメッシュの網に残った底生生物の種類を調べ、数量を計測する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
底質調査及び 底生生物調査	年4回 (5, 8, 11, 2月)	多毛類、甲殻類、軟 体類等の底生生物約 1kg	10地点（地点図参照）

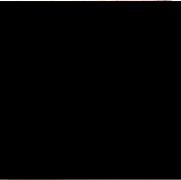
### 3. 調査地点図



令和8年2月5日

佐賀県有明水産振興センター  
所長 中島 則久 ~~あて~~ 様

佐賀県有明海漁業協同組  
代表理事組合長 西久



## 同意書

令和8年2月3日付け佐有水振第1735号で依頼のあった令和8年度有明水産振興センターが実施する調査・研究に関しては、同意いたします。

水産第4715号  
令和8年2月26日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

あんこう網漁業の新規許可について（諮問）

あんこう網漁業について、追加の申請期間を設けていましたが、下記の者から新規の許可申請書が提出されました。

つきましては、あんこう網漁業許可方針に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

新規許可申請者：



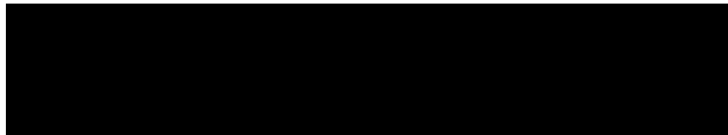
（担当：農林水産部水産課）

あんこう網漁業許可(起業認可)申請書

令和 8 年 1 月 15 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

住所  
氏名



下記によりあんこう網漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

第1 申請内容

- 1 漁業種類 あんこう網漁業
- 2 操業区域 漁業許認可方針に定められた区域 佐賀県有明海
- 3 漁業時期 漁業許認可方針に定められた期間
- 4 漁獲物の種類 えび・ぐち他
- 5 漁業根拠地 佐賀県久保田町
- 6 漁具の種類、数及び規模 別紙
- 7 使用する船舶
  - (1) 名称
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 集魚灯を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置

第2 申請理由 (該当する□にチェックを入れてください。その他の場合は理由も記載してください。)

- 【新規申請】新たに当該漁業を営みたいため。
- 【更新申請】許可の有効期間が満了することに伴い、新たに許可(起業の認可)を受けたいため。
- 【代船申請】現在許可を受けている船舶を当該漁業に使用することを廃止し、上記の船舶にて許可(起業の認可)を受けたいため。
- 【承継申請】当該漁業を廃業する者が使用していた船舶と同じ船舶にて許可(起業の認可)を受けたいため。
- その他 ( )

第3 誓約

私は、上記漁業の許可(起業の認可)申請に当たり以下の事項について誓約します。

- 1 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項第1号から第4号まで(下記の(1)から(4)まで)のいずれにも該当しません。
  - (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
  - (2) 暴力団員等であること。
  - (3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
  - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 適切な資源管理を実践します。
- 3 漁業の生産力の向上に努めます。

お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシー(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)を御覧ください。

お問い合わせは、水産課漁業調整担当までお願いします。 電話：0952-25-7145 E-mail：suisan@pref.saga.lg.jp

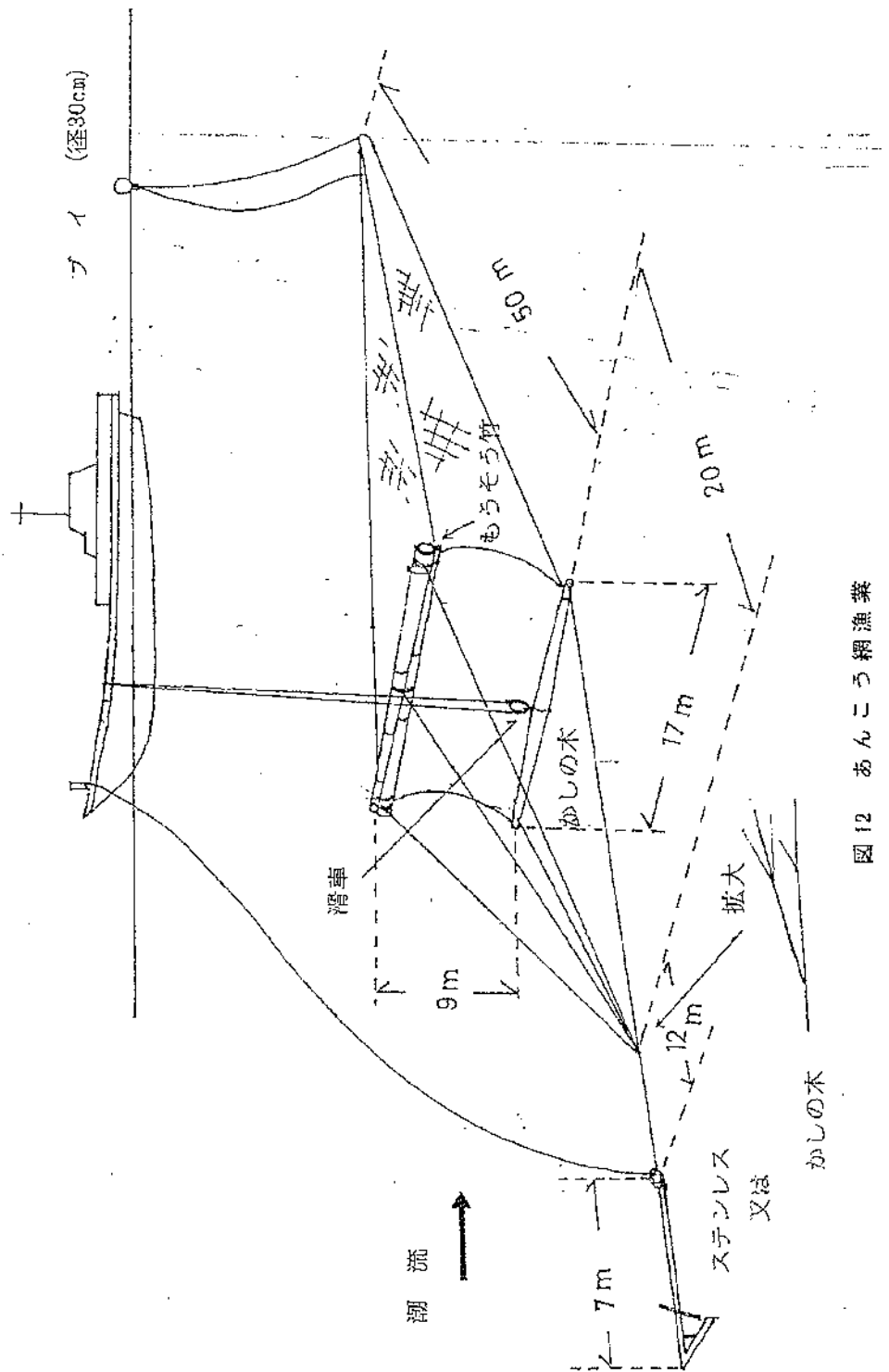


図12 あんころ網漁業

## あんこう網漁業許可方針

### 第1 制限措置

- 1 漁業種類  
あんこう網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
漁業者の数 22人（漁具の統数 22統）  
船舶の数 1人につき2隻まで
- 3 船舶の総トン数  
制限なし
- 4 推進機関の馬力数  
制限なし
- 5 操業区域  
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期  
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
  - (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
    - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
    - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
  - (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
  - (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
  - (4) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
  - (5) 適切な資源管理を實踐できる者
  - (6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

### 第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

### 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月31日から令和4年5月1日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請者の数（以下「申請者数」という。）が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数（以下「合計人数」という。）が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請

期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。

4 合計人数が22人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月31日から令和9年5月31日までとする。

#### 第4 許可の基準

合計人数が22人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。

- (1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請に限る。
- (2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のアに該当する者
- (3) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

#### 第5 条件

1許可者につき、使用できる漁具は1統までとする。なお、1許可者で2隻の許可を受けた場合においても同じ。